

「司法制度改革推進本部」顧問会議佐藤座長殿

7月1日の顧問会議に参加できず、恐縮です。同日の顧問会議用に以下、若干のコメントをさせていただきます。

- ①、「司法ネット」に関しては、6月5日に開かれた有識者懇談会での議論、報告を聞き、使い勝手のよい司法ネットを確保する必要性を改めて痛感しました。急速に変化する現代社会においてあらたに様々な格差が生まれつつあります。主要国によるサミットでは「デジタル・ディバイド」とう情報技術能力における格差拡大が問題とされましたが、ますます複雑化する社会生活、ビジネス活動のなかで法律の役割が拡大するにつれ司法ディバイドがすでに生まれつつあると実感します。それは、現状のままではより深刻化しそうです。いわば「司法弱者」が増えないよう、目線を使い手のレベルに合わせた、したがって気軽に使い勝手のよい司法ネットの構築が望まれます。
- ②、司法制度については、これまでの長い伝統から、使い手である国民にとって親しみやすく使いやすいものとする発想は希薄だったようにも感じます。中央集権制的発想のもと司法はえてして「人民を支配する」仕組みという視点で見られる傾向もありました。グローバルな時代潮流である市場経済化は、市場を構成する個人への分権のプロセスでもあります。個人個人が自主性を持ち、行動のルールとしての司法を活かすことは、社会の活力強化にもつながります。
- ③、以上の観点から、司法ネットを「上から提供する」発想ではなく、使い手である個人が気軽にアクセスできるよう、地域のボランティア活動との連携、地方自治体の連携、あるいは公民館とか図書館などをフルに活用するなど、参加型の司法ネット形成が肝要でしょう。
- ④、司法ネットは、ITなど新しく、かつ急速に普及しつつある技術を最大限に活用することが有効です。各地域の司法ネットが相互にリンクされることも必要でしょう。また、一部に司法ネットを独立行政法人のようなものが運営するという発想もあるやに聞いています。しかし、以上のような性格の司法ネットを確保するのであれば、少なくとも初めからその種の運営形態を想定する形で司法ネットを構築しようとするのはマイナスでしょう。
- ⑤、司法教育は、情報化時代に情報リテラシーが重要なように、司法リテラシーを社会全体として向上させるという視点で、重要課題として受け止める必要があります。

2003年7月1日

顧問会議 小島 明